

北海道総合福祉研究センターニュース No. 38

2023. 4. 1

巻頭言

「人を値踏みするということになってしまうのか」

理事長 五十嵐 教行

2018年に大阪市内で聴覚支援学校に通う女兒（当時11歳）が重機にはねられて死亡した。その事故で将来得られたはずの「逸失利益」^{注1}の算定について争われた判決が今年の2月27日に大阪地裁であった。

地裁は、逸失利益を平均賃金の「85%」が相当であるとして、重機の運転手側に約3770万円の賠償を命じた。この判決では、難聴によってコミュニケーションに制限があるものの、この女兒には学習面において支障はなく、様々な就労の可能性があったと認定、さらに音声認識アプリなどで難聴の影響も小さくできるとし、逸失利益を聴覚障害者の平均収入（平均賃金の約7割）よりも高く算定したとのことだ。訴訟では、遺族側は「健常者と同水準」、被告側は平均賃金の「6割」を主張。遺族側は判決後、「15%を削られたのはおかしい」として控訴した。

障害がある場合では、逸失利益は低く算定される傾向があると言われており、その他にも長期間失業していた人やパートなどの非正規雇用者の場合も算定額は低いとされている。しかしその一方で、算定額が膨大なものになるケースもある。それは、優秀で将来を囑望されていた若者や医師などの専門職として高収入があった人などである。

さて、この算定額の差についてどのように理解すべきなのか。逸失利益の本来の意味から考えれば、このような算定額の差が生じるのは仕方がないし、算定の計算方法ももっともらしいと思う。したがって、この差は“差別ではない”となるのだろうけれど、それでも……と、これは当然の格差だと言えるのかということに引っかかるのだ。

極端な事例を挙げて考えてみたい。逸失利益がゼロという算定が出る人についてだ。一般的に、重度知的障害児などの場合、就労は困難とみなされ、将来的に収入が得られる蓋然性がないとして、逸失利益を認めないとしてきた経緯がある（軽・中程度の知的障害は、最低賃金などによって算定された逸失利益が認められている）。筆者には、こうした考え方は、まるで稼ぐことができない人の価値はゼロだと言われているように感じるのだ。

では、どうしたらよいか。筆者の宿題がまた一つ、増えた。

注1) 逸失利益とは、「債務不履行、不法行為がなければ得られたはずの利益」のことで、本来得られるべきにもかかわらず、失われた利益ということである。本人以外に責任があるとする死亡や傷害に起因する損害賠償に含まれるもので、死亡事故の場合、基礎収入に就労可能年数をかけ、生活費として一定割合を控除して算定される。基礎収入とは、就労していればその収入額で、学生などの未就労の場合では、平均賃金を用いて算出することになる。また逸失利益が認められるためには、相当程度の確率で収入が得られる確実さが必要とされている。

「ある日の講義録・・・」 五十嵐が行った講義の紹介③

「医療保険制度－医療保険証」の講義内容 『社会福祉』の講義から

1. 「医療保険証」の種類

(1) 社会保険（社保とかけんぽとよぶ）

- ① 組合健保～主に大企業に勤める会社員とその扶養家族が加入。
- ② 協会けんぽ～主に中小企業に勤める会社員とその扶養家族が加入。
- ③ 共済組合～公務員や私立学校の教職員が加入。

(2) 国民健康保険（国保とよぶ）

- ① 市町村国保～その地域に住む被用者保険加入者、国保組合加入者以外の人加入。
- ② 国保組合～原則として個人事業所を対象に、同種の事業や業務に従事する人とその家族が加入。開業医などが加入する「医師国保」や、土木建築業者が加入する「全国土木建築国保」などがある。

(3) 後期高齢者医療制度～75歳の人を対象。都道府県単位での広域連合が運営。

* 75歳未満でも、65歳以上で寝たきりなど一定の障害があると認定された場合は、任意で後期高齢者医療制度の被保険者となることができる。

2. 保険診療のしくみ

(1) 診療報酬～すべての医療行為には全国一律の値段が決められており、「診療報酬」と呼ばれる。具体的な医療行為ごとに点数化され、1点＝10円換算となる。

* 領収書に診療報酬の点数が項目毎に書かれているので、注意して見るように。

(2) 出来高払い方式と包括払い方式

- ① 出来高払い方式とは、実際に患者に行った医療行為ごとに診療報酬を計算し、その合計額を医療の値段とするもの。医療行為を行えば行うほど、報酬が増える仕組みであるため、不必要な検査や投薬などの過剰医療を招きかねない課題がある。
- ② 包括払い方式とは、比較的規模の大きい病院で行われ、1つひとつの医療行為ではなく、一連の医療サービスを一括りにして診療報酬を設定するもの。病気の種類に応じて、あらかじめ医療の値段が決まっている。過剰医療の抑制が期待できる。

3. 「無保険」となる人がいる

(1) 「無保険」状態とは～会社などを退職した後、国保に加入せずにいた場合などで、医療保険に加入していない状況。退職後、アルバイトなどで生計を立てることになった場合は、無保険状態にならないように要注意。国保への加入は、退職などをして資格の取得・喪失の日から14日以内に行わなければならない

(2) 加入の届け出が遅れると～国保に14日を過ぎて加入した場合、届け出の日以降が保険給付の対象となる。遡って保険給付を受けることはできないので、届け出の日までの医療費は全額自己負担(10割)となる。しかし、保険料については加入した日まで遡って納めることとなる。

4. 医療保険証の貸し借りは犯罪！？

(1) 詐欺罪～人の保険証を使う事は“詐欺罪”に該当。また保険証を貸した人も“詐欺の教唆、幫助^{注1)}”の罪にあたる。絶対バレるので、しないこと。

注1) 教唆(きょうさ)とは、そそのかす事、幫助(ほうじょ)とは、手伝う事

* この講義では、特に「無保険」状態になったときの医療費が10割になることと、保険証の貸し借りは犯罪だから絶対ダメだということを強調して教えています。

「災害時に現地調査してきた報告として－写真②」

*五十嵐理事長は、かつて病院にてMSW(医療ソーシャルワーカー)として勤務しており、外来通院する車椅子や片麻痺の患者さんなどの在宅支援の一環として、地震等の災害時における避難方法について患者さんや家族の人とたちと話し合っていた。当センターの理事長に就任してからは、災害が起こったら現地に行き、特に避難所を中心に実態調査をして、避難所における様々な課題について研究をしている。多くの人に災害時にどうということが自分の身に降りかかるのか考えていただけたらという思いで、災害の現場で撮ってきた写真を紹介していきたい。

■「東日本大震災」・・・2011年(平成23年)3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震による災害およびこれに伴う福島第一原子力発電所事故に拠る災害である。大規模な地震災害と大津波・火災などにより、東北地方を中心に12都道府県で2万2318名の死者・行方不明者が発生。

■発生から約4週間後の同年4月22日に現地にて調査。

[仙台空港近くの様子]

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



- 車やセスナ機が流された奥に仙台空港の滑走路がある。
- 写真1と写真2のセスナ機はかなり破損しているが、写真3の海上保安庁の機体は無傷のように見える。おそらく他の飛行機や車にぶつからずにここまで流されたのだと思う。
- 写真5は家庭に常備される富山の薬箱だ。近くに民家はないのだが、ここまで流されてきた。ものすごい濁流だったはずだが、不思議と薬箱の中身が整然と入っている。

「五十嵐理事長主催の勉強会」の案内

五十嵐理事長が主催している勉強会について、お知らせします。

① 傾聴に関する勉強会

平日の日中に行っている勉強会です。「傾聴」を中心におよそコミュニケーションのよりよい取り方全般について学んでいます。決まったテキストはなく、私たちの日々の生活における会話に役立てられそうな資料をその都度用意しています。テレビドラマの会話などを題材に選んで学ぶこともあり、登場人物の心理状況などを理解していくこともあります。今年度からオンラインでも参加できます。

② 福祉現場で役立つ知識の勉強会

平日の夜に行っている勉強会で、オンラインで行っています。「利用者理解」、「援助技術論」、「組織におけるよりよいコミュニケーション」の3つのテーマがあり、それぞれ別日程で行っています。受講者は福祉現場で実践している人たちで、日々の実践に役立つ知識を学んでいます。

* どちらの勉強会も、月に1回（90分間）の開催です。興味のある方はご連絡をくださいませ。詳しい内容をお知らせします。

【北海道総合福祉研究センター会員登録をお願いいたします】

当センターは、特定非営利活動法人として活動しており、社会的活動の内容に賛同して下さる方からの会費収入と事業収入により運営いたしております。そこで、当センターの活動主旨にご賛同いただける皆様に、正会員(個人)および賛助会員(企業・団体)のご登録をお願いいたします。

会員の皆様には、「北海道総合福祉研究センターニュース」や「ちょっと不思議」のハガキ、当センター主催の各種研修・講座等のご案内をお送りいたします。理事長の五十嵐は、「傾聴」についての研究のほか実践活動もしております。自分の中でからまってしまった思いなど、誰かに話をしたらラクになるという体験を多くの人は持っています。ところが、いつの間にか、話のできる相手がいなくなっていることに気づき、孤独感を感じる時もあります。そういう時、どうぞ理事長の五十嵐の傾聴を利用してみてください。どういう話でも、しっかり聴きます。一度お電話してみてください。十分にお応えできます。

この機会に是非ご入会のご検討をさせていただきますよう、お願いいたします。ご入会を検討される方には、素早く会員登録用紙を郵送いたしますので、ご連絡くださいませ。

- (1) 正会員 (個人)
年会費 3,000円
- (2) 賛助会員 (企業・団体) 年会費 10,000円(1口)
※ 年会費のお支払いは、次のいずれかにお振り込みください。
北海道銀行 白石支店 普通口座 0803475
北洋銀行 北郷支店 普通口座 0665741
郵便振替 口座番号 02770-1-60492

【編集後記】

今年の1月から、ちょっとした縁があって札幌市内の有料老人ホームの施設長として勤務しています。かつて病院で勤務したことがあり、20代の頃を思い出します。登別での学びも大いに役立っています。(五)

発行日 2023年4月1日
 発行者 五十嵐教行
 発行 特定非営利活動法人北海道総合福祉研究センター
 〒003-0028 札幌市白石区平和通2丁目南6-23-210
 電話 090-8638-7264
 F A X 011-595-7400
 E-Mail hsfkc@minos.ocn.ne.jp
 ホームページ http://www.hsfkc.org